

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

佐世保市長 朝長 則男

保育所等の登園自粛のお願い(期間の再延長)

～ご家庭で保育が可能な方は、登園を自粛してください～

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言に基づき、緊急事態措置を実施する区域が全国に拡大されたことを受け、感染拡大を抑制するため、保護者の皆様におかれましては、令和2年5月10日までの間、お仕事がお休みの方など、ご家庭で保育が可能な場合は、保育所等への登園の自粛をしていただきますようお願いをさせていただいているところです。

今般、緊急事態宣言の対象期間が、令和2年5月31日(日)まで延長されたことに伴い、感染拡大を抑制するため、保護者の皆様におかれましては、令和2年5月31日までの間、ご家庭で保育が可能な場合は、ご無理のない範囲で保育所等への登園の自粛をしていただきますようお願いいたします。(※2)

日々の生活が制限され、ご負担をおかけしている中、再三にわたるお願いで大変恐縮でございますが、大事なお子様を守るためにも、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

保育所等の登園にあたって

○登園前に子ども本人の体温を確認いただき、発熱等が認められる場合には、登園の自粛をお願いします。(解熱後24時間以上が経過しても呼吸器症状が改善されるまでは同様の対応をお願いします。)

登園自粛した場合の保育料について

- 登園日数に応じた日割り計算とします。
- 対象となる期間の保育料(日割計算前)は、納期限までに一旦お支払いをお願いします。その後生じる差額については、後日、還付する予定です。(詳細については別途お知らせいたします。)
- 上記事項については、令和2年4月19日以前の保育料には適用されません。

登園自粛のお願い期間

- 令和2年4月20日(月)から令和2年5月31日(日)まで
- ※1 再延長前のお願い期間：令和2年4月20日(月)から令和2年5月10日(日)まで
- ※2 **ただし、緊急事態宣言の対象期間の変更など、国の動向によりを見直す場合があります。その際は、あらためてお知らせします。**

ご家庭でも日常生活における検温や手洗い等、いっそうの感染予防対策にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

佐世保市 子ども未来部 子ども支援課 電話 0956(25)9739